



リラクゼーション業振興協会

Association for the promotion of health & relaxation

協・会・報

リラクゼーションの心

協会の発展へとつながるいちばんの近道は、会員数を増やすことでした。



協会本部および各分科会より発表しました。
＜協会本部の活動（鈴木常務理事）＞
リラクゼーション業の社会的地位や認知度の向上をはじめとするリラクゼーション業の、健全な発展のために実施した主な活動は以下の通り。

■第一号議案については、平成20年度事業活動報告を協会本部および各分科会より発表しました。
第一号議案、第二号議案までの3議案が審議されましたので以下にまとめます。

平成20年度にやっていたこと。 平成21年度にやっていたこと。

審議では清水理事長が議長に選出され、議事を行いました。第一号議案、第二号議案までの3議案が審議されましたので以下にまとめます。

清水理事長は挨拶のなかで、平成21年度は「会員拡大」の年として、100年に一度と言われる不況だからこそ求められる癒しで、社会に貢献することの重要性を強調。昨年度の活動を振り返りつつ、リラクゼーション業の認知に向けた動きが一つひとつ順調に進んでいる旨を報告しました。



当協会は平成19年4月の発足以来、着実に成長し、昨年4月には有限責任中間法人から一般社団法人となりスタート。平成20年度は東京海上日動火災保険との協力体制やリスクマネジメントの強化、NSPA 2008OKINAWAへの出張など、さまざまな分野において活動領域を拡張させていきました。

平成21年度は「会員拡大」の年。癒しで景気も回復させよう。
平成21年5月20日、九段会館にてリラクゼーション業振興協会は平成21年度の定時総会を実施しました。今回の定時総会は、議案の成立のみの内容にとどまらず、タイムリーな裁判員制度についての講演（湊総合法律事務所 代表 湊氏）も用意。経営における新たな視点を学べる充実した定時総会となったことをここに伝えたい。

1つ目は、理事会運営の基盤づくりや理事の増員による組織強化。2つ目は、運営強化のために、事務局を外部委託から内部運営への切り替え。3つ目は、予算案策定会議のプロセス改善による効率化。4つ目は、一般社団法人への組織変更。5つ目は、準会員向けの傷害保険制度の導入。これらの主な5つの活動を、月例理事会12回、定時総会1回、臨時総会2回のなかで実施した旨をお伝えしました。

＜組織分科会の活動（富岡理事）＞
会員様の増員を主な目的とする組織分科会の実績として、平成20年度は法人会員4社と賛助会員4社が新たに加入された旨を発表。そして平成21年度の合同説明会開催に向けて、告知方法やツール作成、開催スケジュールの決定などに取り組み、平成21年6月の第一回合同説明会の成功を目指し注力してきたことを報告しました。また店舗認定制度の実施に向けた協議をかさね、協会加盟のメリットを追加していく方向です。こうした活動によって平成21年度はさらなる会員数増加に期待が高まっています。総会にご参加された皆さまにも積極的に「会員紹介」を薦めていただくことをお願いいたしました。

＜サービス向上分科会の活動（丸井監事）＞
サービスの品質向上を目的に、平成21年度は技術・知識・接客マナーの基礎となる教本の第一弾を発行。内容面でも高い評価を受け、平成21年8月中旬には、解剖学を中心とした教本の第二弾を発行します。また準会員向けに教本の使用促進を目的としたテストも実施。現場で働くスタッフのレベルアップに役立てていただいております。

平成21年度は、個人会員向け認定制度の企画を8月からスタートする予定です。平成22年3月から実施できるように準備をしていきます。そしてセミナーの開催も年内に一度は実施できるように計画を進めています。

＜コンプライアンス分科会の活動（渡辺理事）＞
健全な経営を実現するために、各種ガイドラインや協会のルール、関係法令を遵守する制度の構築を担当し、平成20年度は以下の3つの大きな取り組みをしてきました。

1つ目は、リスクマネジメント委員会の開催です。サービス提供における損害賠償事故を防止し、再発防止策を検討。リスク回避のノウハウを会員様に提供しました。2つ目は、「体調確認シート」の導入。会員様が提供するサービスが治療行為ではないことの説明と、万一の事故発生時における対応についての説明を行い、それに同意して署名をいただくことで消費者の認知度を高める活動です。相乗効果として事故件数の減少につながりました。3つ目は、サービス用語の統一に向けて議論を行い、「ケア」をサービス提供用語として推奨することを決定。

＜広報分科会の活動（稲川理事）＞
平成21年度は、合計21回の分科会会議を行い、会報発行や展示フェアへの出席、メディアへの広告、関連団体への広報提供、情報交換などの活動を展開してきました。一般利用者、一般社会はもとより、行政関係へのリラクゼーション業の啓蒙活動に注力し、着実に社会的地位と認知度の向上に貢献しています。

1つ目は、理事会運営の基盤づくりや理事の増員による組織強化。2つ目は、運営強化のために、事務局を外部委託から内部運営への切り替え。3つ目は、予算案策定会議のプロセス改善による効率化。4つ目は、一般社団法人への組織変更。5つ目は、準会員向けの傷害保険制度の導入。これらの主な5つの活動を、月例理事会12回、定時総会1回、臨時総会2回のなかで実施した旨をお伝えしました。

第一号議案については、以上5名の理事より、協会本部・分科会の活動を報告しました。
■第二号議案については平成20年度の決算報告です。小管理より貸借対照表・損益計算書・管理費の明細・収支計算書の簡潔な説明があり、当期剰余金はマイナス1,503円、当期末剰余金はマイナス20,003円であったと報告がありました。その後、鈴木監事より監査の結果、厳正かつ公正で健全な運営がなされているとの報告があり、総会で承認されました。

私たちが、これまでに
実行してきたことは、
協会の発展に役立っています。



これからは、
「皆さんと共に歩んで行きたい」と
願っています。

■第三号議案については、平成21年度の事業計画書および収支予算を鈴木常務理事より発表。「魅力ある協会運営を実施し会員の増員を図る」ことを柱とした事業計画および予算案を作成しました。各分科会、委員会が平成21年度の事業計画を具体的に提示し、新たな活動を展開していく旨を説明しました。収支予算案については、前期と大きく違う点について説明。事業費支出と管理費支出にわけ、わかりやすい予算組みにしています。また新運営組織も発表され、さらなる事業強化を目指していきます。

以上の3議案すべてが総会にて成立し、審議は終了しました。
■「裁判員制度」についての講演。
審議後は「裁判員制度」について、当協会顧問である湊総合法律事務所の湊 信明氏より講演していただきました。制度の概要から、従業員が裁判員に選ばれた際に、どのような対応を施せば良いかまで1時間ほどお話しいただきましたので、そのポイントをまとめたものをここで明記いたします。

「裁判員制度」は平成21年5月21日より施行され、第一回は7月に行われる予定です。では裁判員はどのように選ばれるのか。前年の秋に選挙管理委員会が次の年に必要な裁判員候補予定者をくじで選出し、名簿を作成します。12月、その名簿に記載された方に調査票が送付され、裁判員の選任資格を有しているかを判断。事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで選定されます。選定された方には裁判の6週間前までに呼出状と質問票が送付されるので、裁判所に行き選任資格を有しているか面談。そして裁判当日、選任手続が行われ、最終的にくじによって6人まで絞られるという流れです。

ここで大切なのは、裁判員に選任された場合の処遇。企業側は拒むことができません。違反すれば、責任者および会社にも罰金や6ヶ月以下の懲役といった罰則が与えられます。裁判期間は3～5日になるので、その期間は休暇等を承認する必要があります。有給が無給かについては各企業の判断に委ねられています。いずれにせよ、企業は予め制度として整えておく必要があるのです。

また裁判員には守秘義務があり、評議の秘密やその他職務上知りえた秘密に関して、公にすることはできません。秘密を漏らした場合には、従業員に罰則が課せられます。各企業がこうした認識を浸透させ、大事な従業員を守っていくことが大切です。他にもさまざまな対策が必要となるので、企業としてきちんと対応できる体制を構築していかなければならないという講演をしていただきました。



裁判員制度開始 会社は何をすれば良い?



リラクゼーション業振興協会
顧問弁護士 湊 信明

1. 裁判員裁判、いよいよスタート!

本年5月21日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下「裁判員法」)が施行され、いよいよ今年の7月か8月には初めての裁判員裁判が行われることになります。有権者の300人に一人は、毎年、裁判員候補者となると言われていますから、当協会会員会社の従業員の皆さん又は準会員の方々が、裁判員に選任されることも十分にあり得ます。ですから、会社経営をする皆さまは、従業員や準会員が裁判員に選任されることに備えて、予め制度を理解しておく必要があります。

2. 休暇を与えなければならないか?

従業員又は準会員が裁判員候補者に選任された場合、会社側は、呼出期日に呼び出される従業員に休暇を与えなければならないのでしょうか? また辞退を求めることはできるのでしょうか? この点、労働基準法第7条は、「使用者は、労働者が労働時間中に選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合には拒んではならない。」と規定し、裁判員法第100条は、「労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したこと・・・を理由として解雇その他の不利益な取り扱いをしてはならない。」と規定しております。従って、会社は必ず従業員に対して休暇を付与しなければならない、従業員に辞退するよう求めることもできないことになります。そして、これに違反した場合には、6ヶ月以下の懲役の刑事罰に処せられることもあるので注意が必要です。

3. 守秘義務の徹底を図る必要がある!

裁判員制度で審理される事件は、殺人、強盗致傷などの重大犯罪ですから、死刑を下さねばならない局面に立たされることもあり得ます。ですから、従業員の皆さんが、裁判員として、死刑判決に賛成するか否か、悩み苦しんで、他の従業員に相談を持ちかけてしまうこともあり得るでしょう。この点、裁判員法第108条第1項は、裁判員が評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せるとされていますので、裁判員が第三者に相談をもちかけると処罰される可能性があります。

また、同法第106条第2項で、被告事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員に対し事実の認定、刑の量定等について意見を述べ又はこれについての情報を提供した者は2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せるとされていますので、裁判員となった従業員に対して、相談を受けた他の従業員がいろいろな意見を言った場合にも処罰される可能性があります。ですから、会社としては、従業員が裁判員に選任された場合には、従業員が守秘義務違反を犯すことがないように、法律知識を従業員に教育しておく必要がありますし、過度なストレスに晒されないように、会社としても十分に配慮をしてあげることが必要となります。

4. 終わりに

裁判員制度について、会社側が注意すべき点は、他にもたくさんあります。会社を経営する側からすると、面倒な制度がまた一つ増えた・・・という不満の声も聞かれるところですが、今、日本は、刑事裁判を正しい方向に変えていく大きなチャンスを迎えています。ですから、会員の皆さまには、制度を前向きに捉えて頂いて、裁判員制度に積極的に関わって頂ければと望んでおります。

サービス向上分科会



教本第2弾

The second basic knowledge of the relaxation

第2弾の教本につきましては、皆さんがこの協会報をお読みになっている頃には、出来上がっているはずですが、今回は、解剖学・病理学・衛生学及び東洋医学という身体に関する知識をしっかりと習得していただくことを目的として作成しています。新しく従事された方にもしっかりと理解していただけるよう分かりやすく、また、キャリアのある方々にも、あらためて勉強になる充実した内容かと思えます。ぜひ、お客様へのより適切なサービス提供にお役立ていただければ幸いです。(サービス向上分科会)

広報分科会

DIET&BEAUTY FAIR2009 ビューティービジネスが変わる、「信頼」と「有効性」の時代へ **出店決定**

ダイエツト&ビューティーフェア2009
東京ビッグサイト西1・2ホール/アトリウム
<http://www.dietandbeauty.jp>

9月1日(火)~3日(木)



今秋で8回目を迎える「美と健康分野の垣根を越えた商談の場」、「ビジネスに直結する展示会」を目指してスタートした「ダイエツト&ビューティーフェア」にリラクゼーション業振興協会は出展いたします。美容・健康産業に携わるバイヤーにとっては、年に一回の「商談、新情報入手の場」として広く定着。出展企業は、「安心・安全」の時代、「本物」を提供しようと、「健康美」や「心と体の癒し」を追求する質の高いサービスや商材、機器の展示を目指し、来場者は、美と健康の最新のトレンドに触れようと美容・健康施設はもとより新規参入を考える医療、観光、宿泊施設など幅広い分野からの来場が目立ってきています。今回は、業界の抱える課題を踏まえ「ビューティービジネスが変わる、信頼と有効性の時代へ」をテーマに、エステティック、フィットネス、リラクゼーション、コスメティック、インナービューティーなどをトータルに取り入れたビューティービジネスの未来像を提案していきます。そして…**第一回「スバ・シンポジウム」~日本型スバの確立に向けて~が同時開催を決定しています!**

組織分科会からのお知らせ

【企業さまの入会合同説明会のご案内】リラクゼーション業振興協会への入会合同企業説明会を7月30日(木)に実施しました。事前にインターネットやDMで企業さま1000社にアプローチ、出欠確認後実施いたしました。結果は次号の協会報にて、ご報告申し上げます。またこの協会報をご覧いただき興味をもたれました企業さまは、事前に事務局までお問い合わせ下さい。

リラクゼーション業振興協会新規会員向け合同説明会
日時 7月30日(木) 14時~15時 (15時から個別相談会)
場所 新宿区西新宿6-12-7 ストック新宿1階 ハロー一会議室西新宿
<内容> 協会の目的と趣旨・各分科会の概要説明と活動内容・協会としての今後の展開・個別相談会

コンプライアンス分科会からのお知らせ

コンプライアンス分科会として6月は、プリペイドカード法による留意点、個人情報保護法に関する留意点についての疑問点の確認を行った。プリペイドカードとは、ある特定の商品(サービスを含む)の購入代金支払いの際に利用するための、一定金額の価値を有するカード型の有価証券(金券)を言う。プリカと略す事が多い。(クオカードなど)プリペイドカードを発行した場合、前払式証券規正法(プリペイドカード法)に基づきプリペイドカードの発行者に対して、届出や登録、報告、供託金の義務づけなどの規制の及ぶことがあること、プリペイドカード法2条1項を参照し、確認を行いました。使用期間を6ヶ月以内とするプリペイドカードを発行する場合の留意点・カードに表示すべき事項・カードの発行の届出はどんな場合に必用となるのか・帳簿書類作成の義務・報告書の提出について・発行保証金の供託についてなど。リラクゼーション業を行う法人または、個人がプリペイドカード法が適用されるプリペイドカードを発行する場合について、懲役や罰金刑を有する事項などを注意深く参加者全員で協議しました。理解できない部分は次回のコンプライアンス分科会で再度報告をしていくこととなります。

リスクマネジメント委員会からのお知らせ

第7回を迎えたリスクマネジメント委員会の取り組み課題は、「消費者が安全で安心して利用できる店づくりをまず事故を起こさない」と言う協会としても重要視するべき内容が多く含まれていました。事故事例をみながら、事前・事後の対応と改善すべき点を意見交換しました。東京海上日動火災、担当者より事故事例の説明を受け、今期は9件であった報告を受けました。内容としては、①皮膚トラブル(パッチテスト)②痛みのトラブル(過剰な刺激)③打撲・痣(アザ)トラブル(過剰な刺激)④破損トラブル⑤紛失トラブル⑥自律神経反応・全身障害などです。クレーム対応マニュアルの導入や力加減の確認など事故防止のための様々な意見交換がされました。この委員会は、全会員出席を頂きたく、お一人でも多くの会員の出席を促すことを目指しています。

『事故報告書』- 施術時の物件賠償事故用 -

報告書記入日	平成 年 月 日 ()
施術者	住所 氏名 (連絡先) - -
所属会社名	(会社連絡先) - -
店舗名	(連絡先) - -
ケア日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
お客さまの来店日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
施設住所	〒
コース名・内容	〒
事故内容	どのような状況で(具体的に): <説明>
被害者物件	(品名) (購入金額) 円
修理費用	(購入年月) (修理) 可・否
被害者	氏名 (連絡先) - -
	住所 (連絡先) - - (生年月日) (歳)
	性別 男・女
	自宅連絡先 (連絡先) - - (携帯電話) - -
	職業 (会社名) (連絡先)
事故原因・再発防止	〒
	保険金請求書送付先 〒

【報告時チェック欄】
 施術中の事故であること
 保管物(預かり品の紛失)の事故でないこと
 来店客の所有物であること
 示談済みの事故でないこと
 被害者の写真または現物、修理見積の取付けが必要となります。
 ※現金の紛失、盗難は対象外です。

リラクゼーション業振興協会 会員のご紹介

- | | | | | |
|--------------------|--------------|-------------|------------------|-------------|
| 株式会社 エーワン | 株式会社 秀和美爽 | 株式会社 東北医療器械 | 有限会社 バイオメディック | 株式会社 ヘルセ |
| 株式会社 カイシュウ | 株式会社 神州 | 有限会社 トータルケア | 株式会社 HIGH BRIDGE | 株式会社 ボディワーク |
| 株式会社 キョウカワコーポレーション | 株式会社 スマイルプラン | 株式会社 トルーハート | 株式会社 ベアハグ | 株式会社 リバース東京 |
| 株式会社 クレール | 株式会社 泉州 | 有限会社 日本滋和堂 | 株式会社 ベル・エボック | 株式会社 リラク |

(五十音順)

協会報を最後までご覧いただきありがとうございました。当協会に興味をおもちになった方、協会員の運営するサロンでお仕事してみたい方、こんな記事を今度は書いてほしいと思っっている方みなさんのご意見を事務局へお寄せ下さい。

jimu@relaxation-net.jp

までメールをお願いします。お待ちしております。